

会津大学における教育の内部質保証に関する方針

2024年4月18日
公立大学法人会津大学

会津大学は教育の内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1. 基本的考え方

会津大学は、「公立大学法人会津大学定款」第1条、「会津大学学則」第1条及び第3条第3項並びに「自立した技術者像」において定める教育の目的及び目標を達成するため、教育活動の状況について自ら点検・評価を行うとともに、その適切な水準の維持・向上を図るものとする。また、福島県が定める中期目標に対する中期計画を基本方針として、内部質保証の取組を推進する。

2. 教育の内部質保証にかかる組織

評価室を教育の内部質保証に関する責任組織として位置付け、教務委員会及びファカルティ・デベロップメント推進委員会（以下「委員会等」という。）が学部長の指示に基づいて教育の質の改善のための活動を実施する。また、評価室の下部組織として教育の内部質保証ワーキンググループを設置、全学的な教育の内部質保証に関する活動を支援し、推進する。

3. 教育の内部質保証のための手続き

- (1) 会津大学における教育の内部質保証の実施に当たっては、文部科学省や独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のガイドライン等における考え方を踏まえつつ、PDCAサイクルにより自ら継続的かつ組織的に点検・評価を行う。
- (2) 学部長は、毎年度、委員会等が策定する計画を審査の上、承認し、計画の実施を委員会等及び教員に対し指示する。なお、これらは短期（1年以内）及び長期（複数年）による取組を含む。
- (3) 教育の内部質保証の活動の成果については、毎年度、評価室が点検・評価を行う。その点検・評価の結果については教育研究審議会において報告するとともに、学部長に通知する。

4. 教育に関する方針

- (1) 会津大学はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー及び学習・教育到達目標（以下「ポリシー等」という。）を策定し、これに基づく教育活動を行う。これらのポリシー等は、学修成果の発現状況、社会的ニー

- ズの変化、公立大学法人会津大学の中期目標・計画等を踏まえて、見直しを図る。
- (2) 上述のポリシー等を踏まえて、カリキュラムやシラバス等を作成するとともに、科目の特性に応じた教育を行う。これらについては継続的かつ組織的に点検・評価を行い、学修成果の発現状況や社会的ニーズの変化等に応じて見直しを行う。
- (3) 教育方法、教育内容、学生の実態等を把握して、教育活動の検証を行うとともに、教育水準の維持・向上に努める。

5. 第三者による評価

会津大学の教育研究活動について、認証評価機関等による評価結果を反映させることにより、大学の教育の質の向上を図るとともに、自己点検・評価の適切性の確保を図る。

6. 教育活動の状況等の公表

社会に対する説明責任を果たし、会津大学の教育研究活動にかかる理解促進を図るため、学修の成果や教育活動の状況等の公表を推進する。教育の内部質保証に関する自己点検・評価の結果等については、教育研究審議会に報告するとともに、WEB サイトなどにおいて公表する。

以上